

札子施第 3732 号

平成 27 年(2015 年) 3 月 2 日

各施設(園)長 様

札幌市子ども未来局子育て支援部
指導担当課長

幼保連携型認定こども園園児指導要録について (通知)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろより保育事業の推進につきまして格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

このたび、標記につきまして、平成 27 年 1 月 27 日付け府政共生第 73 号、26 初幼教第 29 号、雇児保発 0127 第 1 号を持って通知がありました。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、標記の指導要録に記載する事項を別紙のとおり、併せて様式等、取り扱い上の注意事項及び実施時期につきましては、下記のとおりとなります。

また、幼保連携型認定こども園間の転園の際と同様に、幼保連携型認定こども園の園児が幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に転園した場合には、当該幼保連携型認定こども園からこれらの転園先に要録が送付され、当該転園先で作成される要録と併せて、保存され、進学先の小学校に送付されることとなりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、各幼稚園におかれましては、これまでのとおり幼稚園幼児指導要録を、各保育所におかれましては保育所児童保育要録をご使用いただきますようお願いいたします。

記

1 様式等について

様式については、別添資料(様式の参考例)を参考として、各設置者等において創意工夫の下、作成されること。

2 取り扱い上の注意事項について

- (1) 幼保連携型認定こども園園児指導要録(以下「指導要録」という。)の作成、送付、保存については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第30条の規定によること。
- (2) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。

- ① 公立の幼保連携型認定こども園については、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
 - ② 私立の幼保連携型認定こども園については、当該施設が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、認定こども園法施行規則第30条第2項及び第3項の規定に基づいて提供する場合においては、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1項第1号（法令に基づく場合）に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。
- (3) 各小学校においては、送付された指導要録の抄本等について、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録及び認定こども園こども要録の抄本等に準じて取り扱うこと。

3 実施時期について

この通知を踏まえた指導要録の作成は、平成27年度から実施すること。

この通知を踏まえた指導要録を作成する場合、既に在園している園児の指導要録等については、従前の指導要録等に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された指導要録と併せて保存すること。

【担当】 札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課指導担当係 横山 小百合
電話 211-2986 FAX 231-6221

【令和4年度現在の担当】

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課指導担当係
電話 211-2985 FAX 231-6221